

7 安全安心な情報通信基盤の運用等について

本年7月、携帯電話サービスの大規模な通信障害が発生した際には、新型コロナウイルス感染症患者への健康観察、緊急通報や災害対応等に係る連絡、さらには物流や銀行システムなど、国民生活・社会経済活動に様々な支障が生じ、情報通信基盤の安定的な運用の確保が大きな課題として顕在化した。

今後、5G等の高度なデジタル技術が幅広い分野に浸透する中で情報通信基盤の運用に支障が生じれば、社会全体にさらに大きな影響や被害をもたらすおそれがある。

国は、事業者間ローミング等に関する検討会を立ち上げ、年内に基本的な方向性を整理するとしているが、スピード感をもって対策を進めることが極めて重要である。

さらに、社会のデジタル化が急速に進展している中で、本人確認の義務付けのないSMS機能付きデータ通信専用SIMを悪用した犯罪や、ランサムウェアによる企業・団体等を標的としたサイバー犯罪が多発しており、誰もが安心して社会経済活動を行うためには、強固なサイバーセキュリティ対策が不可欠である。

については、情報通信基盤の安定的な運用を確保するとともに、更なるサイバーセキュリティ対策の推進を図ることにより、安全安心なデジタル社会を構築するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 携帯電話サービスの通信障害の事案を踏まえ、不測の事態にも適切に対応できるよう、国が主導して、ローミングの早期実現に向け、事業者間の連携強化を図ること等により、障害発生時におけるバックアップ体制の構築に取り組むこと。

- 2 S M S 機能付きデータ通信専用 S I M 提供事業者による契約時の本人確認の義務付けを制度化すること。
- 3 ランサムウェア等の脅威やネットワーク機器等の適切な保守管理の重要性について、一層の啓発を行うこと。